

新規申請用

募集期間：令和6年4月17日(水)～令和6年5月31日(金)

奨学金を希望する皆さんへ

令和6年度 和歌山県修学奨励金貸与制度

しょうがくきん ぼしゅうようこう
『奨学金』募集要項



無利子
貸与

和歌山県では、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程。以下同じ。）に在学している方を対象に、奨学金の貸与者を募集します。

修学奨励金（奨学金）貸与制度

本制度は、経済的理由により、高等学校等での修学が困難な方に対し、その修学に要する経費の一部を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的とします。（貸与を受けた生徒のことを、以下、「奨学生」と表記します。）

また、奨学金の貸与を希望するにあたって次のことを理解してください。

- ① 奨学金は奨学生及びその連帯保証人が責任を持って返還しなければなりません。
- ② 返還された奨学金は次の奨学金の貸与資金となり、次代の奨学生を支えます。
- ③ 奨学金の貸与を希望するにあたっては、本要項を十分理解し、保護者の方とよく相談の上申請してください。

奨学生になったときは、奨学生としての自覚を持つとともに、高校生にふさわしい生活態度で学業に励んでください。

和歌山県教育委員会

貸与を受けるには

1 貸与対象者

次のすべてに該当する者とします。

- (1) 高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）に在学していること。
- (2) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有していること。
- (3) 世帯全員の年間収入額（税込）が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。（右表参照）
- (4) 次に掲げる学資金等の貸与を受けていないこと。
 - ① 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金
 - ② 母子父子寡婦福祉資金の修学資金
 - ③ 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金
 - ④ 生活福祉資金貸付金の教育支援費

※4人世帯の場合（参考例）

世帯主が住所を有する市町村	年間収入額(税込)の上限
和歌山市	540万円
海南市 紀美野町 岩出市 橋本市 高野町	500万円
有田市 湯浅町 御坊市 美浜町	
田辺市 白浜町	
新宮市 那智勝浦町 太地町 串本町	
上記以外の市町村	480万円

- 上記金額はあくまで目安です。世帯の人数、事情等により増減します。
- 給与所得者の年間収入額は、源泉徴収票等の支払金額等（税込）となり、給与所得者以外の場合は、確定申告書等の所得金額を8ページの《収入年額計算表》で算出した金額となります。

※いずれも月額貸与

2 貸与額（月額）

	国公立	私立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

いずれも
無利子
貸与

3 貸与期間

貸与期間は、貸与を受ける者が在学する高等学校等の標準の修業年限となります。

- ※令和7年度以降も貸与を受けたい場合、年度毎に、継続して貸与を受けるための申請（継続申請）が必要です。
- なお、継続申請の審査の結果、貸与基準額等の貸与要件を満たさなくなった場合は、貸与を打ち切ります。

4 申請期間

令和6年4月17日（水）～令和6年5月31日（金）

5 貸与の申請方法

(1) 提出書類

- ① 貸与申請書 …（5～8ページ参照）
- ② 住民票（原本）（原則マイナンバー記載無し）

本人及び本人と生計を同一にする世帯全員のもの

※「世帯全員」という記載があり、続柄等が省略されておらず、申請日の3ヶ月以内に発行されたもの

※次の「③ 収入（所得）を証明するもの」でマイナンバーを確認できる書類を提出し、番号確認書類として住民票を使用する場合のみマイナンバーを記載してください。
- ③ 収入（所得）を証明するもの
本人と生計を同一にする世帯全員のもの
（本人を含め就学者及び乳幼児は提出不要です。）
※詳細は2ページをご覧ください。
- ④ 確認書 …（9ページ記入例参照）

奨学金の貸与を受けること及び返還することの意思確認をする書類です。2枚複写になっていますので、**1枚目（提出用）のみ提出し、2枚目（申請者控）は貸与が終了するまで大切に保管してください。**
- ⑤ 確約書
独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金、生活福祉資金貸付金の教育支援費（いずれも月額貸与）の貸与を受けていないことを確約する書類です。
- ⑥ 口座登録申出書…（9ページ記入例参照）

奨学金の振込口座を登録するための書類です。和歌山県の歳入取扱金融機関（9ページ参照）の中から選択して**申請者本人名義の口座**を登録してください。
- ⑦ 振込口座の通帳の写し
「⑥口座登録申出書」に記入した口座の通帳またはキャッシュカードの写しを提出してください。通帳・キャッシュカードが無い口座の場合は、口座情報が分かる画面を印刷したものを提出してください。

⑧ 障害者手帳等の写し

障害のある方が同一生計の世帯にいる場合に提出してください。

⑨ 賃貸契約書の写し

家賃を支払っている場合に提出してください。

賃貸契約書等で家賃（共益費や駐車場代等を除く）の支払金額、契約者、建物の所在地、契約期間（令和5年1月～令和5年12月を含む期間）が確認できるもの。

※ 領収書や銀行等発行の支払明細書、預金通帳の写しは不可です。

※ 住宅ローン等の支払いは対象外です。

⑩ 提出書類等チェック表

⑪ 在学証明書

和歌山県外の高等学校等（「県外協力校」を除く）に在学している場合提出してください。

※ 「県外協力校」とは奈良県立十津川高等学校、智辯学園高等学校、近畿大学工業高等専門学校を指します。

1ページの③「収入（所得）を証明するもの」については、源泉徴収票や確定申告書等の公的書類がマイナンバーを確認できる書類のいずれかを提出してください。

<公的書類>

○給与所得者：源泉徴収票

…中途就・退職欄に日付の記載がないもの。手書きの場合、支払者の押印が必要。

○給与所得者以外：確定申告書（控）

…電子申告の場合、受付番号の印字が必要。手書き申告の場合、税務署等の受付印が必要。

※いずれも令和5年分のもの（写し可）

上記の書類がない方（所得のない方等）または上記の書類が不十分な方は、以下のいずれかを提出してください。

○市町村発行の所得（課税）証明書

…所得金額が数字で記載されているもの

○市町村発行の非課税証明書

…収入年額（0円等）の記載のあるもの

※いずれも令和5年度（令和4年分）のもの（写し可）

また、老齢年金を受給されている方は、以下のいずれかを提出してください。（写し可）

○公的年金等の源泉徴収票

○確定申告書（控）

○市町村発行の所得証明書

ただし、今年、高等学校等を卒業したため、収入（所得）を証明するものの発行が困難な非就学者が同一生計の世帯にいる場合は、高等学校等の卒業証明書（原本）を提出してください。

なお、障害年金、遺族年金、児童扶養手当等の非課税の収入については、書類の提出は不要です。

<マイナンバーを確認できる書類>

(1) 同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙…10ページ参照

(2) 番号確認書類の写し

…マイナンバーカード（裏面）またはマイナンバーが記載された住民票

(3) 本人（実存）確認書類の写し

…マイナンバーカード（表面）等（10ページ参照）

(1)～(3)のすべてを提出してください。

番号確認書類に通知カードは原則使用できません。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に変更がない場合等使用できる場合もあります。詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。

※令和4年分または5年分の収入により審査します。提出する書類によって確認できる収入は以下のとおりです。

・所得（課税）証明書、マイナンバー：令和4年1月～12月分

・源泉徴収票、確定申告書：令和5年1月～12月分

(2) 提出先

○和歌山県内の高等学校等 } 和歌山県外協力校 } に在学している場合…当該学校の奨学金事務担当者に提出してください。

○上記以外の高等学校等に在学している場合…当該学校の奨学金事務担当者と提出方法等についてご相談の上、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班まで郵送または持参にて提出してください。

6

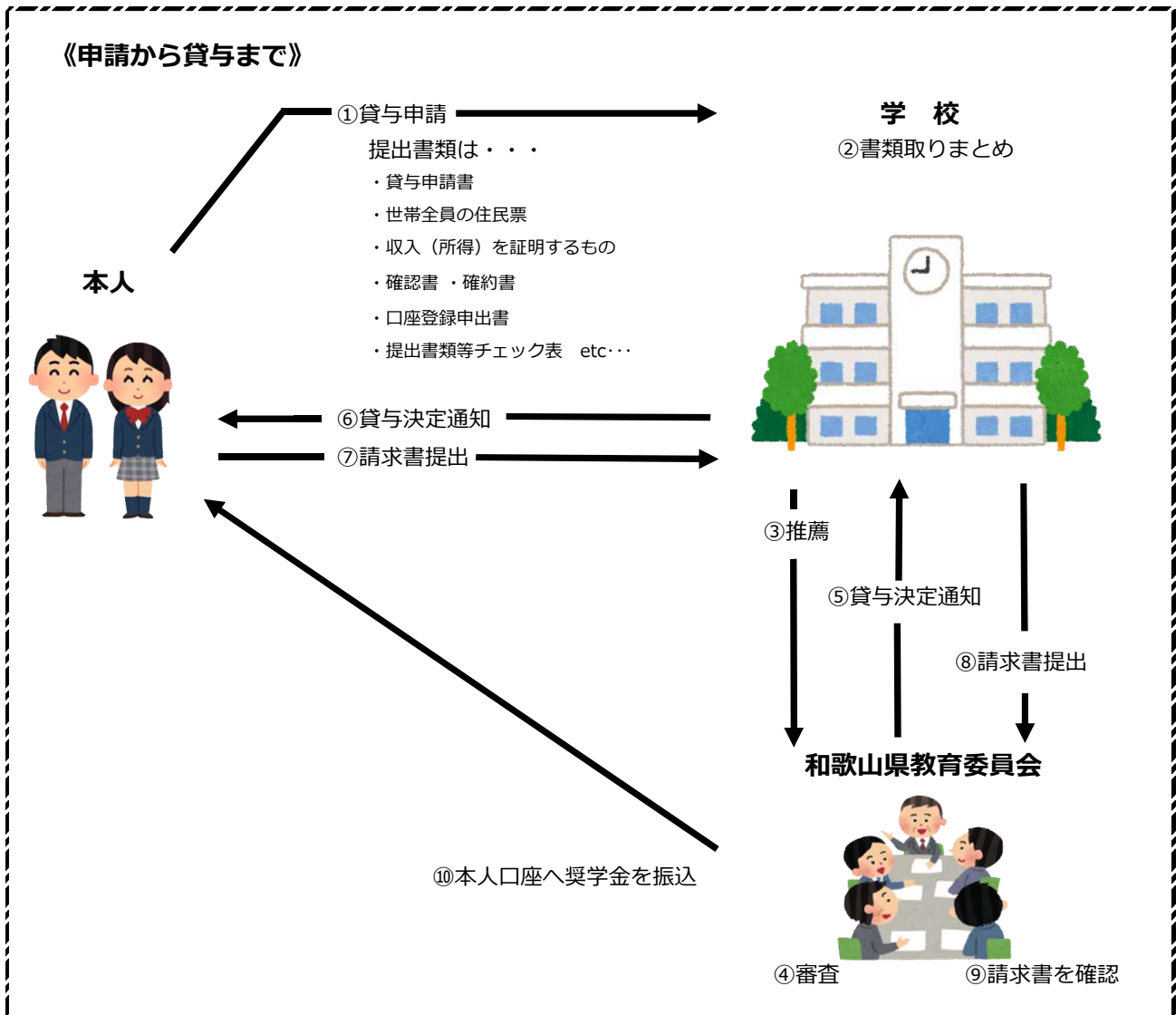
貸与の決定から振込まで

和歌山県教育委員会で貸与基準等に基づく審査の結果、適切であると認められるときは7月上旬以降（予定）に貸与の決定通知を行います。その際、「請求書」を併せて送付します。その後、「請求書」が教育委員会に提出されてから振込の手続きを行います。書類の不備等がある場合や提出がない場合は、振込が遅延となる可能性がありますのでご注意ください。

なお、当該書類の詳細については貸与の決定通知時にお知らせします。

1回目（4月～7月分）	2回目（8月～11月分）	3回目（12月～3月分）
7月中旬以降	11月末日	3月末日

※振込日時に関する通知は行っておりませんので、各自通帳で振込状況をご確認ください。



貸与の停止・打切・取消

1

貸与の停止

奨学生が、休学または停学等になったときは、直ちにその旨を届け出なければなりません。この場合、奨学金の貸与は一時的に停止することになります。

2

貸与の打切

奨学生が、貸与対象者の要件を満たさなくなったとき、または貸与を受けることを辞退するときは、直ちにその旨を届け出なければなりません。この場合、奨学金の貸与は終了することになります。

3

貸与の取消

奨学生が、偽りその他の不正な手段により奨学金の貸与を受け、または受けていたことが判明したときは、その貸与を取り消し、直ちに貸与を受けた奨学金を一括で返還しなければなりません。

返還するには

1 返還方法

卒業や打ち切り、または期間の満了により貸与が終了したときは、その月の翌月から6ヶ月経過した後、貸与を受けた者及びその連帯保証人が貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。

返還方法は、月賦または月賦・半年賦を併用した均等払い方式によりますが、一括して繰り上げて返還することもできます。なお、返還を怠ったときは年10.95%の延滞金が加算されますので、必ず納期限内に納入してください。

- (1) 返還期間 10年以内
- (2) 返還時期 毎月または毎月と1月・7月

2 返還猶予

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、申請することによって返還が猶予されることがあります。

- (1) 高等学校、大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）等に在学するとき
- (2) 外国で学校に在学または研究に従事するとき
- (3) 災害にあったとき
- (4) 傷病のとき
- (5) 生活保護を受けているとき
- (6) その他真にやむを得ない事由（例：(妊娠・出産・育児)、経済的困窮(市町村民税所得割非課税)等）によって返還が困難になったとき

3 返還期間の延長

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、申請することによって適用期間の月々の割賦金を2分の1に減額し、返還期間を延ばすことができます。

- (1) 失業中または求職中であるとき
- (2) 奨学生の直近の収入の年額、または奨学生の当該年度の収入見込額が、基準額以下であるとき
※基準額については、奨学生の居住地や世帯状況等により決定するため、詳細は生涯学習課にお問い合わせください。
- (3) その他真にやむを得ない事由により返還が著しく困難となったとき

4 返還免除

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、申請することによって返還が免除されることがあります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神または身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還できなくなったと認められるとき

【返還例】

(単位：円)

学校種別	貸与月額	借用期間	借用総額	返還方法	返還金額(月賦額)	回数	返還金額(半年賦額)	回数
公立学校 (自宅)	18,000	3年	648,000	月賦	5,400	120回		
				月賦・半年賦	5,000	60回	34,800	10回
公立学校 (自宅外)	23,000	3年	828,000	月賦	6,900	120回		
				月賦・半年賦	8,000	60回	34,800	10回
高等専門学校 国立(自宅)	18,000	5年	1,080,000	月賦	9,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	60回	48,000	10回
高等専門学校 国立(自宅外)	23,000	5年	1,380,000	月賦	11,500	120回		
				月賦・半年賦	15,000	60回	48,000	10回
私立学校 (自宅)	30,000	3年	1,080,000	月賦	9,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	60回	48,000	10回
私立学校 (自宅外)	35,000	3年	1,260,000	月賦	10,500	120回		
				月賦・半年賦	12,000	60回	54,000	10回
高等専門学校 私立(自宅)	30,000	5年	1,800,000	月賦	15,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	120回	30,000	20回
高等専門学校 私立(自宅外)	35,000	5年	2,100,000	月賦	17,500	120回		
				月賦・半年賦	10,000	120回	45,000	20回

【貸与申請書・確認書・確約書の記入等に関する注意事項】

- 記入はすべて、黒色または青色のボールペン、もしくは万年筆等のペンを用いてください。消しゴム等で消せるボールペンの使用は不可です。
- 申請者氏名・連帯保証人氏名・親権者氏名など本人が記入・押印しなければならない箇所があります。記入例をよく読んでご記入ください。
- 書き損じた場合は、二重線を引き、記入者の印鑑にて訂正印を押してから正しく再記入してください。修正液・修正テープ・砂消し等の使用は不可です。
- 印鑑は記入者それぞれ別々のものを用いてください（シャチハタは不可）。
また、一つの書類で使用可能な印鑑は記入者一人につき一種類までとします。従って、訂正印用の別の小型の印鑑等の使用は不可となります。なお、印鑑は実印以外の認印でも差し支えありません。
- 書類の右上の年月日は同じ日付に統一してください。
- 貸与申請書・確認書の電話番号については、平日の日中確実に連絡のとれる番号をご記入ください。携帯電話があれば、その番号も記入してください。
- 記入上の不備等が確認された場合書類を返却しますので、速やかに訂正等の上、再提出してください。

【添付書類に関する注意事項】

- 賃貸契約書の写し及び障害者手帳（または療育手帳）の写しを提出しなくても、収入年額が貸与基準額以内となる場合は、無理に提出する必要はありません。
- 本要項の2ページに記載されているとおり、源泉徴収票・確定申告書は「令和5年分」、所得（課税）証明書等は「令和5年度」のものをご提出ください。この「令和5年度」は「令和5年分」ではなく、「令和4年分」の収入を指しますので、「年度」と「年分」の違いにご注意ください。

※本ページは7, 8ページ「貸与申請書の書き方(記入例)」と連動しています。

所得の種類	収入年額計算表	備考 ③ 収入年額計算表に基づき計算した後の金額が、確定申告書に記載の収入金額を上回った場合、確定申告書に記載の収入金額を収入年額として申請書にご記入ください。
営業等	用いる	営業等所得の所得金額を収入年額に換算してください。
農業	用いる	農業所得の所得金額を収入年額に換算してください。
不動産	用いる	不動産所得の所得金額を収入年額に換算してください。
利子	用いない	利子所得の収入金額をそのまま申請書にご記入ください。
配当	(備考参照)	○必要経費がある場合(収入金額が所得金額より大きい場合) →所得金額を収入金額に換算してください。 ○必要経費がない場合(収入金額と所得金額が同じ場合) →収入金額をそのまま申請書にご記入ください。
雑所得のうち「公的年金等」	用いない	公的年金等の収入年額をそのまま申請書にご記入ください。
雑所得のうち「業務」	用いる	業務所得の所得金額を収入年額に換算してください。
雑所得のうち「その他」	(備考参照)	○「その他」の所得金額が収入金額より小さい場合 →収入年額計算表を用いて、「その他」の所得金額を収入年額に換算してください。 ○「その他」の所得金額と収入金額が同じ場合 →収入年額計算表は用いず、「その他」の収入金額をそのまま申請書にご記入ください。
総合譲渡(短期・長期)	用いる	総合譲渡(短期・長期)所得の所得金額を収入年額に換算してください。
一時	用いる	一時所得の所得金額を収入年額に換算してください。

貸与申請書の書き方（記入例）

- 記入年月日は令和6年4月17日～令和6年5月31日の日付をご記入ください。
- 本人の氏名・フリガナ・生年月日・住所・電話番号は必ず本人が記入・押印してください。
- 自宅外通学で下宿をしている場合は、現住所（下宿等）と住民票に記載の住所（実家等）を二段書きしてください。
- 連帯保証人氏名・住所等は、保護者（父母または父母に代わる人）を選び、その人が必ず記入・押印してください。（住所欄に「同上」と書かないでください。）※「父母に代わる人」とは、「未成年後見人」等の裁判所で認められている方を指します。
- 「同一生計の家族」欄について
 - 「就学者を除く家族」とは、申請者本人と生計を一にする家族のうち、申請者本人及び就学者を除く全員を指します。
 - 「就学者」とは、小・中・高校・高専・短大・大学・大学院・特別支援学校・専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者を指します。（乳幼児、専修学校の一般課程及び予備校等各種学校等、上記以外の学校に在学している者は「就学者を除く家族」欄にご記入ください。）
 - 「年齢」については、申請時現在でご記入ください。

6 「所得の種類」は次の区分に応じてご記入ください。

所得の種類	内容	主な職業
給与	官公庁、民間の会社、商店、病院、学校等に勤め、主として事務的・技術的又は管理的な仕事に従事している者	事務員、教員、工員、技師、警察官、運転手、販売員等
商・工業個人経営	商品の製造、加工、販売、サービスの提供する事業主	商店、工場経営、保険代理店、大工、理髪店、アパート経営、個人タクシー等
農・林・水産業	農業、林業、水産業に主として従事し、所得の大半を得ている者	農業、果樹、園芸、畜産、漁業、水産養殖業等
自由業	専門的技術、知識を内容とする仕事に従事する者	弁護士、公認会計士、税理士、画家、開業医、保険等外交員、生花、ピアノ教師等
その他	上記以外の者	職業スポーツ家、芸能人、内職者等
無職	職業のない者	失業者、年金・恩給・生活扶助受給者、家事手伝い等

※「自由業」には「給与所得」に該当する者は含みません。
 ※「個人経営」は「営業等」に相当します。
 ※同一人で2種類以上あるときは、すべてご記入ください。

7 「収入年額」欄について

「就学者を除く家族」全員の令和5年1月～令和5年12月までの年間の収入金額を下の表に従いご記入ください。

給与所得	給与所得以外（老齢年金は下の注5を参照）
源泉徴収票の「支払金額」または市町村発行の所得証明書の「給与収入額」	確定申告書（控）の「所得金額」または市町村発行の所得証明書の「所得金額」を8ページの《収入年額計算表》の内の該当する「収入年額計算式」にあてはめて計算した金額

- 注) 1 「給与所得」と「給与所得以外」の収入のある方は、それぞれの収入年額をご記入ください。（例 兼業農家）
 2 同一人で2種類以上の「給与所得」がある場合は、それぞれの「支払金額」または「給与収入額」を合計した額をご記入ください。
 3 同一人で2種類以上の「給与所得以外」の所得がある場合は、合計した所得金額を《収入年額計算表》にあてはめて計算した金額と、確定申告書に記載の当該所得の収入金額等の合計した額とを比較し、小さい方の額をご記入ください。
 ※《収入年額計算表》を「用いない」ものを除く。（6ページ参照）
 4 「給与所得以外」の金額を《収入年額計算表》にあてはめて算出した金額がマイナスになる場合は、収入年額は「0」とみなしてください。
 5 老齢年金受給分は、支払金額（収入金額・受給額）をそのまま記入してください。（《収入年額計算表》にあてはめて計算する必要はありません。）

別記第1号様式（第5条関係）

貸与申請書

1 令和6年〇月〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

2 申請者氏名 **修学 さい介** さい介 印
 （申請者本人が、自署・押印してください。）

奨学生番号 _____ ※ 太線枠内のみ御記入ください。

学校名 **和歌山県立 紀州高等** 全日制 普通科 1年A組
 学校分校 専攻科 高等課程
 令和6年4月3日 年制第1学年入学

フリガナ **シュウガク キイスケ** 住所 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
 申請者氏名 **修学 さい介** (自署) 3
 生年月日 **平成〇年〇月〇日** 自宅外月額を希望する 希望しない

フリガナ **シュウガク キイタロウ** 住所 (〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1
 連帯保証人氏名 **修学 さい太郎** (自署・押印) 4 (続柄 父) さい太郎 印
 生年月日 **昭和〇年〇月〇日** 生 生 生 TEL 073-441-3728 携帯 090-xxxx-xxxx

同一家族	続柄	氏名	年齢	所得の種類	給与所得		給与所得以外	
					収入年額(税込)	収入年額(税込)	収入年額(税込)	収入年額(税込)
父	修学 さい太郎	43	商業	7	500,000円	6	4,925,000円	
母	修学 さい子	40	給与	10	700,000円	9	600,000円	
姉	修学 さい奈	20	給与					
祖父	修学 さい兵衛	75	年金					
計				A	1,200,000円	B	5,525,000円	
合計金額 [給与所得+給与所得以外]				A+B	6,725,000円			

申請者を除く就学者

弟 **修学 さい三郎** 13 きのかわ義塾 中等部 1年生

(1) 世帯員に障害のある人がいる場合 続柄(祖父)氏名(修学 さい兵衛)等級(1級 身体障害者手帳)

(2) 借家等の家賃を支払っている場合 (月額; 75,000)円

(3) 母子家庭又は父子家庭の場合 母子家庭・父子家庭 (いずれかを○で囲んでください。)

(裏面)

奨学金を必要とする理由 **父は、給料が多くなく、母も家計を助けるため働いていますが、生活に余裕がありません。私の進学により、さらに生活が苦しくなりますので、奨学金の貸与を希望します。** さい介 印

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。
 （親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が、自署・押印してください。）

13 親権者氏名 **修学 さい太郎** さい太郎 印 続柄 父
 親権者氏名 **修学 さい子** さい子 印 続柄 母
 （親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。）
 後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

11 必ず申請者本人が、奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情等を、申請者本人の目線でご記入ください。

12 訂正する場合は、訂正箇所にて二重線を引き、その上に訂正印を押してください。
 ※ 修正液・修正テープ・砂消し等は使用不可です。また、訂正印は、記入者がこの申請書で使用したものに限りです。訂正印用の小型の印鑑は使用不可です。

14 学校の受付印
 高校 受付印

13 親権者本人（2名いる場合は2名とも）が、必ず自署・押印してください。（印鑑は、表面で使用したものを使用してください。）

14 在学している高等学校等で押印してもらってください。（県内の学校・奈良県立十津川高等学校・智辯学園高等学校・近畿大学工業高等専門学校のみ）

8 確定申告書の場合

和歌山 税務署長 令和 5 年分の 確定申告書日
 6 年 3 月 1 日 令和 5 年分の 確定申告書日

住所 和歌山市小松原通1-1 氏名 修学 さい太郎 修学 さい太郎 本人
 職業 〇〇販売 〇〇屋 修学 さい太郎 本人
 収入 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
 収入年額等 収入金額等 収入金額等 収入金額等

電子申告の場合は税務署の受付印の代わりに受付日時及び受付番号が印字されている必要があります。なお、印字されない場合は受信通知または電子申請等証明書の写し等を添付してください。詳しい取得方法については国税庁ホームページ「e-Tax」または各税務署等でご確認ください。

「営業等」や「農業」等の給与所得以外の事業所得の「収入金額等」の値は申請書に記載しません。詳しくは、6ページをご覧ください。
 ※所得証明書に雑所得の記載があっても、収入金額が記載されていない場合は、別途、同年分の確定申告書（写し）を提出してください。

【収入年額計算表】

確定申告書等の所得金額	収入年額計算式（税込）
~ 976,799 円	所得金額 + 550,000円
976,800 円 ~ 1,079,999 円	(所得金額 - 100,000円) ÷ 0.6
1,080,000 円 ~ 2,339,999 円	(所得金額 + 80,000円) ÷ 0.7
2,340,000 円 ~ 4,739,999 円	(所得金額 + 440,000円) ÷ 0.8
4,740,000 円 ~ 7,799,999 円	(所得金額 + 1,100,000円) ÷ 0.9

注) 1 上記計算式に基づき計算した後の金額が、収入金額以上の場合は、収入金額を収入年額とします。
 2 1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨ててください。

9 源泉徴収票の場合

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払 和歌山県和歌山市 小松原通1-1 氏名 修学 さい太郎 (役職名) 修学 さい奈

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	700,000円			

控除対象配偶者の有無等 控除の額 特定 老人 その他

10 市町村発行の所得証明書（様式は各市町村により異なります。）

令和5年度 市県民税 課税所得証明書

納税義務者 住所 和歌山市小松原通1-1 氏名 修学 さい子 昭和〇〇年〇月〇日

(1) 所得	(2) 控除	課税標準額	本人該当
令和2年分合計所得 50,000円	控除合計 450,000円	基礎 330,000円	
給与収入額 500,000円	社会保険料 120,000円	(以下余白)	
公的年金等収入額	基礎 330,000円	課税標準額	
給与所得 (以下余白)		課税総所得金額	0円

【確認書(記入例)】

別記第2号様式(第5条関係)

提出用

奨学金 確認書

和歌山県教育委員会教育長 様

私が和歌山県奨学奨励金の奨学金の貸与を受けるに当たり、私及び連帯保証人は、以下に記載の貸与内容を確認し同意の上、裏面記載事項並びに和歌山県奨学奨励金貸与条例及び関係規程を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

貸与月額 **18,000** 円

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 **令和6** 年 **4** 月分から

貸与の終期 在学する学校の標準修業年限の終期までとします。(家計急変者については、貸与の始期の属する年度末(3月)までとします。ただし、奨学金の継続貸与が認められた場合は翌年度末(3月)までとします。)なお、それ以前に貸与を終了した場合はその期日までとします。

貸与金額 奨学金貸与終了の時期に貸与金額の総額が確定します。

本人	フリガナ	シュウガク キイスケ	生年月日	
	氏名	修学 さい介	平成〇年〇月〇日生	
	現住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	TEL (073) 441-3728	
連帯保証人	フリガナ	シュウガク キイタロウ	生年月日	本人との続柄
	氏名	修学 きい太郎	昭和〇年〇月〇日生	父
	現住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	TEL (073) 441-3728	
親権者	氏名	修学 きい太郎	生年月日	電話番号
	現住所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1	昭和〇年〇月〇日生	(073) 441-3728
	氏名	修学 きい子	生年月日	電話番号
	現住所	(〒640-8585) 和歌山市小松原通1-1	昭和〇年〇月〇日生	(073) 441-3728
後見人	氏名		生年月日	電話番号
	現住所	(〒 -)	年 月 日生	(-)

貸与申請書・確約書と同じ日を記入してください。

該当する奨学金貸与月額を記入してください。

	国立	私立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

- ・各自自署・押印してください。
- ・同一筆跡・同一の印鑑は不可です。
- ・本人、連帯保証人及び親権者の印鑑は貸与申請書に押印したものと同一印鑑を押印してください。
- ・連帯保証人は貸与申請書に記入した方と同一人物となります。

- ・本人が未成年者である場合に記入してください。
- ・親権者が連帯保証人の場合も記入が必要ですので、両親(いずれかがいないときは1人)がそれぞれ自署・押印してください。
- ・後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

【口座登録申出書(記入例)】

口座登録申出書

住所 **和歌山市小松原通1-1**

登録申出者

氏名 **修学 さい介**

A ゆうちょ銀行以外の 口座の方	金融機関名	銀行	店名	支店						
	普通預金、当座預金の口座番号⇒右詰め	1	2	3	4	5	6	預金種目	1. 普通	2. 当座
	(いずれかに○をしてください。)									
	口座名義人(カナ)	シ	ユ	ウ	カ	ク	キ	イ	ス	ケ

B ゆうちょ銀行の 口座の方	① 通常貯金の通帳記号	※通帳記号が0から始まる口座は登録できません。													
	1	2	3	4	5	通常貯蓄預金の口座も登録できません。									
	② 通常貯金の通帳番号	⇒右詰め													
	1	2	3	4	5	6	7								
口座名義人(カナ)							シ	ユ	ウ	カ	ク	キ	イ	ス	ケ

口座はAまたはBのいずれかを記入してください。
申請者本人名義の口座に限ります。
姓と名の間はマス空けて記入してください。

「A ゆうちょ銀行以外の口座の方」を選択する場合は、下記の和歌山県の歳入取扱金融機関から選び、支店まで記入してください。

- | | |
|----------|---------------------|
| 紀陽銀行 | 和歌山県信用農業協同組合連合会(JA) |
| 新宮信用金庫 | きのくに信用金庫 |
| 南都銀行 | みずほ銀行 |
| 池田泉州銀行 | 三井住友銀行 |
| 百五銀行 | 三菱UFJ銀行 |
| 三十三銀行 | りそな銀行 |
| 関西みらい銀行 | ミレ信用組合 |
| 近畿労働金庫 | 和歌山県医師信用組合 |
| 近畿産業信用組合 | なぎさ信用漁業協同組合連合会 |

【同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙】

別記第4号様式(第5条関係)
(表面)
令和6年 4月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード(写)等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期間の延長の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	修学 さい介 (学校名: 紀州高等学校)	
同意者	申請者との続柄	父 生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	ふりがな	しゅうがく さいたろう
	氏名	修学 さい太郎
	個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2
同意者	住所	和歌山市小松原通1-1
	申請者との続柄	母 生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	ふりがな	しゅうがく さいこ
	氏名	修学 さい子
同意者	個人番号	5 6 7 8 - 9 0 1 2 - 3 4 5 6
	住所	和歌山市小松原通1-1
	申請者との続柄	姉 生年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
	ふりがな	しゅうがく さいな
同意者	氏名	修学 さい奈
	個人番号	9 0 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0
	住所	和歌山市小松原通1-1
	申請者との続柄	祖父 生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
同意者	ふりがな	しゅうがく さいだえ
	氏名	修学 さい大衛
	個人番号	3 4 5 6 - 7 8 9 0 - 1 2 3 4
	住所	和歌山市小松原通1-1

備考

○マイナンバーで収入を確認する方それぞれが記入してください。
○住所欄について「同上」「〃」等は不可です。
○住所は令和5年1月1日時点の住所を記入してください。
(令和5年1月1日以降引っ越ししている場合はご注意ください。)



マイナンバーを提出する際の確認書類は以下のとおりです。
以下の例に記載されていない書類で確認書類として使用したい場合は生涯学習課へお問い合わせください。

番号確認書類 以下の書類から1点提出してください。	本人(実存)確認書類 以下の書類から1点提出してください。※3
マイナンバーカード(裏面) 住民票の写し(個人番号記載あり)※1 通知カード※2	マイナンバーカード(表面) 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書

- ※1 番号確認書類として住民票の写し(個人番号記載あり)を提出する場合は、同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙に貼り付けずそのまま提出してください。
- ※2 通知カードは記載されている内容(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等)が住民票と相違ない場合に限り使用できます。
- ※3 本人(実存)確認書類について、例の書類を提出できない場合は、以下の書類を2点提出することで代わりとすることができます。
- 公的医療保険の被保険者証
 - 年金手帳
 - 特別児童扶養手当証書
 - 児童扶養手当証書

参考：貸与基準額算定に用いる表（算定例・算定用計算用紙の①～⑩に対応）

※ **①** は、13ページの基準額算定例で使用した箇所です。

添付した計算用紙で計算する場合は、申請者世帯に該当するものを選んで記入してください。

① 世帯主の居住する市町村名・該当級地

※世帯主の居住する市町村が次のどの級地になるかを確認し、②④⑦⑨でも該当する級地の数値を選択・記入してください。

世帯主の居住する市町村	級地
和歌山市	2級地-1
海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 紀美野町 高野町 湯浅町 美浜町 白浜町 那智勝浦町 太地町 串本町	3級地-1
上記（2級地-1、3級地-1）以外の市町村	3級地-2

② 生活費（第1類）

年齢に対応する基準額（単位：円）

【2級地-1】		【3級地-1】		【3級地-2】	
年齢	基準額	年齢	基準額	年齢	基準額
0～2	24,100	0～2	22,490	0～2	21,550
3～5	27,090	3～5	25,290	3～5	24,220
6～11	31,090	6～11	29,010	6～11	27,790
12～19	35,410	12～19	33,040	12～19	31,650
20～40	34,740	20～40	32,420	20～40	31,060
41～59	35,570	41～59	33,210	41～59	31,810
60～69	35,230	60～69	32,890	60～69	31,510
70歳以上	30,580	70歳以上	28,540	70歳以上	27,340

※年齢は申請時現在のものを選んでください。

③ 逓減率(世帯員数に応じた率)

世帯員数	率
1人	1.0000
2人	0.8850
3人	0.8350
4人	0.7675
5人	0.7140
6人	0.7010
7人	0.6865
8人	0.6745
9人以上	0.6645

④ 生活費（第2類）

世帯員数に対応する基準額（単位：円）

【2級地-1】										
世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	36,880	45,360	53,480	55,690	59,370	62,700	65,280	67,850	70,440	+2580

【3級地-1】										
世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	34,420	42,340	49,920	51,970	55,420	58,520	60,930	63,330	65,740	+2410

【3級地-2】										
世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	32,970	40,550	47,810	49,780	53,090	56,050	58,350	60,670	62,970	+2300

⑤ 冬季加算額

【全級地共通】

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620	4,910	5,120	5,280	5,450	+170



参考：修学奨励金貸与基準額算定用計算用紙（①～⑩の順に記入・計算）

※ は11～12ページの各表で選択したものを示しています。

◆モデル世帯： 本人(15歳)、父(43歳)、母(40歳)、姉(20歳)、弟(13歳)、祖父(75歳・障害あり)、賃貸75,000円/月

◆年 収： 父 4,925,000円 母 500,000円 姉 700,000円 祖父 600,000円

① 世帯主の居住する市町村名	和歌山市	該当級地	2級地-1
----------------	------	------	---

②生活費(第1類)

続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
本人	15	35,410 円	弟	13	35,410 円			円
父	43	35,570 円	祖父	75	30,580 円			円
母	40	34,740 円			円			円
姉	20	34,740 円			円	基準額の合計		206,450 円

生活費(第1類)の合計 = 基準額の合計 206,450 × ③逓減率 0.7010 = 144,721.45

生活費の総計 = 生活費(第1類)の合計 144,721.45 + ④生活費(第2類)の基準額 62,700
 = 207,421.45 → 1円未満を切り捨て、10円未満の端数を10円に切り上げてください。 → 207,430 × 12(月)
 = 2,489,160 (←こちらの数値を(A)とします。)

⑤冬季加算

冬季加算額	4,910 円 × 5月 = 24,550 円…(B)
-------	--

⑥教育扶助費

小学校	円 × 人 × 12月 = 円
中学校	5,040 円 × 1人 × 12月 = 60,480 円
教育扶助費計	60,480 円…(C)

⑦住宅費

家賃・間代	48,000 円 × 12月 = 576,000 円…(D)
-------	---

⑧基礎控除

基礎控除額	85,720 円 × 12月 = 1,028,640 円…(E)
-------	---

⑨その他の加算

母子(父子)加算	円 × 12月 = 円
障害者加算	24,470 円 × 12月 = 293,640 円
多子加算	円 × 人 × 1年 = 円
その他の加算計	293,640 円…(F)

⑩合算(これまで算出してきました(A)～(F)の数値を合算してください。)

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) = 4,472,470 ……(G)

➡ (G) 4,472,470 × 2 = 8,944,940 ……貸与基準額

➡ 上記の貸与基準額が、世帯員全員の収入年額(貸与申請書おもて面のA+Bの数値) 6,725,000

を上回っている場合、貸与基準を満たしていることになります。



参考：修学奨励金貸与基準額算定用計算用紙（①～⑩の順に記入・計算）

- ※ この用紙を作成・提出する必要はありません。申請者世帯が貸与基準を満たしているかの確認用に利用してください。
- ※ この用紙に記入する場合は本要項13ページの算定例を参考に、11～12ページの各表で申請者世帯にあてはまる数値を選択の上記入・計算してください。

① 世帯主の居住する市町村名 該当級地

②生活費(第1類)

続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
		円			円			円
		円			円			円
		円			円			円
		円			円	基準額の合計		円

生活費（第1類）の合計 = 基準額の合計 × ③通減率 =

生活費の総計 = 生活費（第1類）の合計 + ④生活費（第2類）の基準額
 = → 1円未満を切り捨て、10円未満の端数を10円に切り上げてください。 → × 12（月）
 = （←こちらの数値を（A）とします。）

⑤冬季加算

冬季加算額	円 ×	5月 =	円…（B）
-------	-----	------	-------

⑥教育扶助費

小学校	円 ×	人 ×	12月 =	円
中学校	円 ×	人 ×	12月 =	円
教育扶助費計				円…（C）

⑦住宅費

家賃・間代	円 ×	月 =	円…（D）
-------	-----	-----	-------

⑧基礎控除

基礎控除額	円 ×	12月 =	円…（E）
-------	-----	-------	-------

⑨その他の加算

母子(父子)加算	円 ×	12月 =	円	
障害者加算	円 ×	12月 =	円	
多子加算	円 ×	人 ×	1年 =	円
その他の加算計				円…（F）

⑩合算（これまで算出してきました（A）～（F）の数値を合算してください。）

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) = …… (G)

➡ (G) × 2 = …… 貸与基準額

➡ 上記の貸与基準額が、世帯員全員の収入年額（貸与申請書おもて面のA + Bの数値）を上回っている場合、貸与基準を満たしていることになります。

問い合わせ

ご不明な点は、各高等学校等または和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学学班までお問い合わせください。

学校名	TEL
県立（全日制）	
橋本高等学校	0736-32-0049
紀北工業高等学校	0736-32-1240
紀北農芸高等学校	0736-22-1500
笠田高等学校	0736-22-1029
粉河高等学校	0736-73-3411
那賀高等学校	0736-62-2117
貴志川高等学校	0736-64-2500
和歌山北高等学校（西校舎）	073-453-1281
和歌山北高等学校（北校舎）	073-455-3528
和歌山高等学校	073-477-3933
向陽高等学校	073-471-0621
桐蔭高等学校	073-436-1366
和歌山東高等学校	073-472-5620
星林高等学校	073-444-4181
和歌山工業高等学校	073-444-0158
和歌山商業高等学校	073-424-2446
海南高等学校	073-482-3363
海南高等学校（大成校舎）	073-489-2069
海南高等学校（美里分校）	073-499-0034
箕島高等学校	0737-83-2155
有田中央高等学校	0737-52-4340
有田中央高等学校（清水分校）	0737-25-0055
耐久高等学校	0737-62-4148
日高高等学校	0738-22-3151
日高高等学校（中津分校）	0738-54-0226
紀央館高等学校	0738-22-4011
南部高等学校	0739-72-2056
南部高等学校（龍神分校）	0739-78-0155
田辺高等学校	0739-22-1880
田辺工業高等学校	0739-22-3983
神島高等学校	0739-22-2550
熊野高等学校	0739-47-1004
串本古座高等学校	0735-62-0004
新宮高等学校	0735-22-8101
新翔高等学校	0735-31-7087

県立（定時制）	
伊都中央高等学校	0736-42-2056
きのくに青雲高等学校	073-422-5660
和歌山工業高等学校	073-444-2472
耐久高等学校	0737-65-0050
日高高等学校	0738-24-0717
南紀高等学校	0739-22-3776
新宮高等学校	0735-22-8106

学校名	TEL
県立（通信制）	
伊都中央高等学校	0736-42-2056
きのくに青雲高等学校	073-422-8402
南紀高等学校	0739-22-3776

県立（特別支援学校）	
きのかわ支援学校	0736-42-0415
和歌山盲学校	073-461-0322
和歌山ろう学校	073-424-3276
紀北支援学校	073-479-1356
紀伊コスモス支援学校	073-461-6500
和歌山さくら支援学校	073-453-0303
たちばな支援学校	0737-62-3599
みはま支援学校	0738-23-2379
南紀はまゆう支援学校	0739-47-2118
みくまの支援学校	0735-31-6101

市立・国立（カッコなしは全日制）	
和歌山市立和歌山高等学校	073-461-3690
和歌山市立和歌山高等学校（定時制）	073-461-3691
和歌山大学教育学部附属特別支援学校	073-444-1080

私立（カッコなしは全日制）	
和歌山信愛高等学校	073-424-1141
智辯学園和歌山高等学校	073-479-2811
近畿大学附属和歌山高等学校	073-452-1161
開智高等学校	073-461-8080
初芝橋本高等学校	0736-37-5600
高野山高等学校	0736-56-2204
高野山高等学校（広域通信制）	0736-56-2204
近畿大学附属新宮高等学校	0735-22-2005
慶風高等学校（通信制）	073-498-0100
りら創造芸術高等学校	073-497-9111
和歌山南陵高等学校	0738-53-0316
和歌山南陵高等学校（通信制）	0738-53-0316

国立高等専門学校（全日制）	
和歌山工業高等専門学校	0738-29-2301

私立専修学校（高等課程）	
きのくに国際高等専修学校	0736-33-3370

県外協力校（全日制）	
奈良県立十津川高等学校	0746-64-0241
私立智辯学園高等学校	0747-22-3191
私立近畿大学工業高等専門学校	0595-41-0111

和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL (073) 441-3663 または (073) 441-3728

FAX (073) 441-3724

和歌山県修学奨励金

検索

